

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成26年1月22日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

みやぎ生活協同組合 専務理事 宮本 弘

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

亘理ショッピングセンター

亘理郡亘理町逢隈高屋字柴北100-1 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

みやぎ生活協同組合 専務理事 宮本 弘

仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2

4 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者		住所
氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
みやぎ生活協同組合	専務理事 宮本 弘	仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2
株式会社 大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14
株式会社 丸福山田屋	代表取締役 山田 芳広	亘理郡亘理町字五日町19YMビル2F
有限会社 高橋生花	代表取締役 高橋 均	角田市横倉字柿手51
株式会社 鎌田呉服店	代表取締役 鎌田 康	遠田郡涌谷町本町29番地
株式会社 アイリスプラザ	代表取締役 大山健太郎	仙台市青葉区北目町1番13号
株式会社メガネの相沢	代表取締役 相沢 博彦	仙台市青葉区中央三丁目8-31
株式会社 ツルハ	代表取締役社長 鶴羽 樹	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1-21
株式会社 未来屋書店	代表取締役社長 中山 章	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6

(変更後)

小売業を行う者		住所	変更年月日
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
みやぎ生活協同組合	専務理事 宮本 弘	仙台市泉区八乙女四丁目 2番地の2	
株式会社 大創業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行 東一丁目4-14	
株式会社 丸福山田屋	代表取締役 山田 芳広	亶理郡亶理町字五日町1 9YMビル2F	
株式会社 フラワーワー クス鳴子	代表取締役 木村 幹彦	仙台市若林区卸町三丁目 4-5	平成25年7月1日
株式会社 鎌田呉服店	代表取締役 鎌田 康	遠田郡涌谷町本町29番 地	
株式会社アイリスプラザ	代表取締役 大山 健太郎	仙台市青葉区北目町1番 13号	
株式会社メガネの相沢	代表取締役 相沢 博彦	仙台市青葉区中央三丁目 8-31	
株式会社 ツルハ	代表取締役社長 鶴羽 樹	北海道札幌市東区北二十 四条東二十丁目1-21	
株式会社 未来屋書店	代表取締役社長 羽牟 秀幸	千葉県千葉市美浜区中瀬 一丁目6	平成24年10月1日

5 変更の年月日

4の(変更後)の表中「変更年月日」のとおり

6 届出年月日

平成25年12月27日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課, 宮城県県政情報センター及び亶理町役場

8 縦覧期間

平成26年1月22日から平成26年5月22日まで(ただし, 閉庁日を除く。)

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。